

# 令和 6 年度 事業計画（案）新旧対照表

全国健康保険協会 鳥取支部

令和6年度 全国健康保険協会鳥取支部事業計画（案）

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> <li>・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。</li> <li>・安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るとい</p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> <li>・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。</li> <li>・安定した財政運営の観点から、鳥取県における第4期医療費適正化計画の策定作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るとい財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込ま</p>

政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

## ○ 業務改革の実践と業務品質の向上

### ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。
- ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、正確な事務処理を推進し職員の多能化及び意識改革を促進する。

#### 【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

れること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

## ② サービス水準の向上

・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。

・加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応できるよう、知識及び接客技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。

・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から、業務の課題を見いだし改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に努める。

### 【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする  
2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

## ○ サービス水準の向上

・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。

・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。

### 【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする  
②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

る

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に**実施する**。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、**事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する**。
- ・海外療養費や海外出産育児一時金について、**海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する**。
- ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、**疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、**

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう  
施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図  
るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について  
確認するなど、審査を強化する。

- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応  
状況を確認し適正化を図る。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率  
的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所  
に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資  
格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底  
する。

#### ④ レセプト点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率  
的な点検を推進する。

- ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検を有効的に活  
用する。

- ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応  
状況を確認し適正化を図る。

- KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位  
以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について  
対前年度以下とする

#### ○ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的  
なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を  
図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に  
取り組む。

- ・社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を注視し、内容点検体制のあり方について検討する。
- ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しを検討する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水

- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、支払基金と点検業務等の情報を共有し審査を実施する。

- ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセブ

準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率 (※) について前年度以上とする

(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

・発生した債権 (返納金、損害賠償金等) については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施

トを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は 98.7% (2021 年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
- ・発生した返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。



する。

- ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。
- ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、(健康保険証を添付できる)紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険(資格が有効な保険者)とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

- KPI : 1) 返納金債権 (診療報酬返還金 (不当請求) を除く。) の回収率を前年度以上とする
- 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化 (健康保険証の廃止) が行われるまでの取組とする

### ○ ICT化の推進

- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に関し、加入者のマイナンバー登録を確実に実施するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進し、制度に係る広報や資格確認書の円滑

- KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする。

### ○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話による勧奨を行う。
- ・被扶養者資格確認リストの未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 96.9%以上とする

### ○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認が円滑に実施できるよう、加入者のマイナンバー登録を確実に実施する。

な発行等に取り組む。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、新業務システムの効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた事務処理体制等の整備を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により生産性の向上を推進する。
- ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化し、相談業務の品質の向上を図る。

	<p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>
--	---

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p data-bbox="241 288 689 316"><b>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</b></p> <p data-bbox="241 336 434 363">○ <b>健康づくり</b></p> <p data-bbox="241 384 577 411">① <b>保健事業の一層の推進</b></p> <p data-bbox="277 432 1086 847">i) <b>保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</b>  「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の<b>初年度</b>となる『<b>第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）</b>』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。<b>その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</b></p> <p data-bbox="277 1254 1086 1326">ii) <b>保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</b>  ・ <b>支部において保健事業を担う保健師について、担当業務を専門</b></p>	<p data-bbox="1122 288 1451 316"><b>2. 戦略的保険者機能関係</b></p> <p data-bbox="1122 432 1960 703">○ <b>保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</b>  「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の<b>最終年度</b>となる『<b>第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）</b>』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p data-bbox="1122 871 1960 943">上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康度を向上する。</p> <ul data-bbox="1211 967 1960 1182" style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧リスク保有者の構成比を10%削減する</li> <li>・ がん死亡率を20%削減する</li> <li>・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内を目指す（がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標として達成できるよう貢献する）</li> </ul>

性や定型・非定型などで分類し、事務分担を見直し、より専門性を発揮できる環境を整備する。

- ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し育成スキルの向上を図る。
- ・保健事業に携わる一般職の職員についても、本部主催の研修等に参加し、知識の拡充を図る。

## ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

### ▶被保険者の生活習慣病予防健診

- ・令和5年度に実施した一般健診及び付加健診等の自己負担額の軽減に加え、令和6年度から付加健診の対象年齢を拡大し、また、負担軽減や対象年齢拡大を強調した広報や受診勧奨を実施
- ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
- ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
- ・業界団体等と連携するなど、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した健診受診勧奨および健康経営の推進

## i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

### ○ 健診の受診勧奨対策

#### ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得

- ・一般健診及び付加健診等の自己負担額を軽減し、負担額軽減を強調した広報や受診勧奨を実施
- ・事業所への訪問・文書・電話勧奨による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施
- ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
- ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨実施
- ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
- ・業界団体等と連携した健診受診勧奨および健康経営の推進

▶被扶養者の特定健診

- ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
- ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
- ・市町村、関係機関と連携した「健診ガイド」による広報
- ・市町村、関係機関と連携した「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の広報と実施
- ・ナッジ理論を活用した未受診者への効果的な受診勧奨の実施

▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得

- ・事業者健診データ提供について、提供に同意している事業所が利用する健診機関の状況を確認する。  
データ取得の委託契約がない健診機関で提供同意事業所の受診が多い場合は、新規契約の勧奨を実施する。
- ・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

▶被扶養者の特定健診

- ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
- ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
- ・市町村、関係機関と連携した「健診ガイド」による広報
- ・市町村、関係機関と連携した「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の広報と実施
- ・ナッジ理論を活用した未受診者への効果的な受診勧奨の実施
- ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：81,452人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 62.8%（実施見込者数：51,152人）
- ・事業者健診データ 取得率 9.4%（取得見込者数：7,657人）

■ 被扶養者（実施対象者数：17,883人）

- ・特定健康診査 実施率 28.2%（実施見込者数：5,044人）

- KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を62.8%以上とする  
2）事業者健診データ取得率を9.4%以上とする  
3）被扶養者の特定健診実施率を28.2%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

i）特定保健指導実施率の向上

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：83,506人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 62.6%（実施見込者数：52,275人）
- ・事業者健診データ 取得率 15.6%（取得見込者数：13,027人）

■ 被扶養者（実施対象者数：19,174人）

- ・特定健康診査 実施率 26.3%（実施見込者数：5,043人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を62.6%以上とする  
② 事業者健診データ取得率を15.6%以上とする  
③ 被扶養者の特定健診実施率を26.3%以上とする

ii）特定保健指導の実施率及び質の向上

- 保健指導の実施率向上対策



- ・健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る
- ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
- ・保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用するなど、利用案内実施率の向上を図る
- ・被扶養者の特定保健指導未実施者への勸奨実施
- ・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施する「健康相談会」について、会場の選定範囲拡大や遠隔実施等、利便性の更なる向上を図る
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勸奨を実施する
  - ii) 特定保健指導の質の向上
- ・令和6年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」(実績評価にアウトカム指標が導入)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な保健指導を実践するためのスキル習得に向けた研修を実施

- ・健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る
- ・保健指導専門機関などの保健指導者を活用した、健診当日の初回面談実施を検討
- ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
- ・保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用するなど、利用案内実施率の向上を図る
- ・業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勸奨実施
- ・被扶養者の特定保健指導未実施者へ勸奨実施
- ・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施して利便性の向上を図る

#### ○ 保健指導の質向上対策

- ・令和5年1月に導入された次期システムアプリの新機能を活用して利用者への訴求力向上を図る
- ・保健指導の対象に肝機能リスクを加え、加入者の健康度向上を図る

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：11,703人）  
・ 特定保健指導 実施率 27.3%（実施見込者数：3,195人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：434人）  
・ 特定保健指導 実施率 6.6%（実施見込者数：29人）

■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を27.3%以上とする

る

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：13,322人）  
・ 特定保健指導 実施率 38.0%（実施見込者数：5,063人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：474人）  
・ 特定保健指導 実施率 6.9%（実施見込者数：33人）

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする

2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 6.6%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

・ **メタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨について、対象者を生活習慣病予防健診のみから、特定健診および事業所健診データ取得者へ拡大（令和6年10月勧奨分、令和6年4月健診受診分から）**

◆ 健診機関による、専門医への受診勧奨実施

◆ 「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施

◆ 事業所担当者から未治療者への受診勧奨実施依頼

・ 県や学術機関などと連携して肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業を実施

・ 糖尿病性腎症重症化予防事業

**鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り実施**

◆ 医療機関未受診者、血圧・脂質と併せた受診勧奨を実施

◆ 糖尿病治療中断者、支部保健師が電話または文書により治療再開勧奨を実施

◆ 医療機関通院患者、かかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

②被扶養者の特定保健指導の実施率を 6.9%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨

・ 健診機関による、専門医への受診勧奨実施

・ 「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施

・ 事業所担当者から未治療者への受診勧奨実施依頼

・ 県や学術機関などと連携して肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業を実施

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤ コラボヘルスの推進

・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることで、さらに効果を上げていただくための「ステップアップ方式」を本格的に推進することにより標準化を促進する。

・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプロ

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数  
1,500人

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることにより標準化を進める。

一子を推進する。

- ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 2,460 事業所（※）以上とする  
（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

P.26 ○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施に移項

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 2,370 事業所（※）以上とする  
（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施

- ・支部特有の課題に着目した保健事業の推進に着手する。特に鳥取支部の課題となる「入院医療費が全国平均を上回っている」「血圧リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が高い」「被扶養者の特定保健指導の実施率が全国で最も低い」の 4 つの項目に着目した取組みを実施する。

## ○ 医療費適正化

### ① 医療資源の適正使用

#### i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるような広報を実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

#### ii) バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進

- ・バイオシミラー(バイオ後続品)について、国の方針(※1)を踏ま

## ○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。
- ・令和5年度より実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用して、積極的な広報を行う。

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 73.3%以上とする

## ○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・希望シール、Q & A など広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

え、使用促進に向けて必要な情報提供や加入者への周知・啓発を図る。

(※1)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするをを目指す」

iii) ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)等対策

- ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

iv) 上手な医療のかかり方

- ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組み等について、加入者への周知・啓発を図る。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤 **レセプトを対象とする**

P.25 ③インセンティブ制度の実施及び検証へ移項

② 地域の医療提供体制等への **データを活用した意見発信**

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤

○ **インセンティブ制度の着実な実施**

・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

○ **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信**



i) 意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

(1) 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

(2) 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

i) 意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

① 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

② 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

- ・令和5年度に鳥取県において行われる、「医療計画」「医療費適正化計画」等の次期計画の策定に関して、積極的な意見発信を行う。

- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

### ③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 令和3年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

### ○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」ととり」等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。
- ・ 令和5年度より実施している生活習慣病予防健診の自己負担の軽減、令和6年度より実施する付加健診の実施年齢拡大等の「更なる保健事業の充実」について、様々な機会を活用して、積極的な広

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効果的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

報を行う。

- KPI : 1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を72.2%以上とする
- 1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

○ 支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施

- ・ 支部特有の課題に着目した保健事業を推進する。特に鳥取支部の課題である「入院医療費が全国平均を上回る」「血圧リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い」「被扶養者の特定保健指導の実施率が43位と最下位は脱したが、全国平均を下回る状況が続いている」の4つの項目に着目した取組みを実施する。

新（令和6年度）	旧（令和5年度）
<p data-bbox="241 288 943 320"><b>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</b></p> <p data-bbox="241 336 607 368">○人事評価制度の適正な運用</p> <ul data-bbox="277 384 1077 512" style="list-style-type: none"> <li>・ 評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。</li> </ul> <p data-bbox="241 576 1084 655">○戦略的保険者機能の更なる発揮のための○J Tを中心とした人材育成</p> <ul data-bbox="277 671 1077 751" style="list-style-type: none"> <li>・ ○J Tを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul> <p data-bbox="241 815 412 847">○リスク管理</p> <ul data-bbox="277 863 1084 1278" style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。</li> <li>・ <b>年2回の個人情報保護管理委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。</b></li> <li>・ 日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。</li> </ul>	<p data-bbox="1115 288 1420 320"><b>3. 組織・運営体制関係</b></p> <p data-bbox="1115 336 1480 368">○人事評価制度の適正な運用</p> <ul data-bbox="1151 384 1951 512" style="list-style-type: none"> <li>・ 評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。</li> </ul> <p data-bbox="1115 576 1962 655">○戦略的保険者機能の更なる発揮のための○J Tを中心とした人材育成</p> <ul data-bbox="1151 671 1951 751" style="list-style-type: none"> <li>・ ○J Tを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul> <p data-bbox="1115 815 1285 847">○リスク管理</p> <ul data-bbox="1151 863 1957 1278" style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。</li> <li>・ 日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。</li> </ul>

### ○コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

### ○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。

### ○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得した

### ○コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

### ○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。

### ○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得した

が入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。

- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- ・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。
- ・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、  
15%以下とする

が入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。

- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- ・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。
- ・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、  
20%以下とする。